

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和8年1月8日(木)午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○委 員 6名

1 番 大 竹 圭 君	2 番 篠 原 峰 子 君
3 番 犬 飼 このり 君	4 番 鈴 木 絢 子 君
5 番 虫 明 弘 雄 君	6 番 片 桐 基 至 君

○出席議員 8名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 重 岡 秀 子 君	議 員 長 沢 正 君
〃 竹 本 力 哉 君	〃 河 島 紀美恵 君
〃 大 川 勝 弘 君	〃 佐 藤 周 君

○説明のため出席した者 10名

副 市 長 近 持 剛 史 君
健 康 福 祉 部 長 松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長 石 川 秀 大 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長 稲 葉 豊 彦 君
同 子 育 て 支 援 課 長 石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長 齋 藤 修 君
教育委員会事務局教育部長 西 川 豪 紀 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 杉 山 宏 生 君
同 幼 児 教 育 課 長 鈴 木 慎 一 君
同 生 涯 学 習 課 長 山 下 匡 弘 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
主 査 高 橋 綾	

○会議に付した事件

- 1 市議第37号 伊東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○会議の経過概要

○委員長(鈴木絢子君)開会する。

○委員長（鈴木絢子君）この際、お諮りする。

付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）日程第1、市議第37号 伊東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○2番（篠原峰子君）まず、こども誰でも通園制度であるが、一時預かりというものが現状ある中で、制度の内容の違いを確認させていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）こども誰でも通園制度と一時預かり事業との違いであるが、対象年齢としては、今回の乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度はゼロ歳6か月から満3歳未満となっており、一時預かり事業は市の事業として未就園児が対象となっている。年齢は特に制限していない。内容としては、基本的には未就園児の預かりをするというところは一緒であるが、目的が大きく異なっている。一時預かり事業については市の事業として、保護者のために預かるという考え方を基本としているが、今回の国のこども誰でも通園制度は全ての子供の育ちを支援するということで、子供の成長のために通園するという考え方を基本としている。実際の対象年齢の違いなど、様々な目的の違いはあるが、子供たちが家庭以外の場所で同じ年代の子供たちと触れ合ったり、交流を持つというところと、保育をしながら子供たちを預かっていくというところは共通しているかと思う。

○2番（篠原峰子君）国が方針を示してから、この制度が始まるのを私もとても楽しみにしていたし、保護者もこの制度をご存じの方は楽しみにされていた。これから内容も検討していくかと思うが、月に10時間ということで、少し少ないという印象を受けた。これも国の制度の基準の中では一般的かと思うが、一時預かりだと丸1日預かってしまうというパターンもある中で、月10時間という利用の仕方について、どのように考えているのか。あと、金額は覚えていないが、一時預かりでも、1日預かると結構な金額になったと思う。議場での説明の中で、国は300円と考えているような話があったと思うが、これは時間で300円なのか、1日どれぐらい預かっての300円なのか、料金についての考え方と、利用の仕方について伺う。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、利用の仕方であるが、委員から質疑のあった10時間というのは、令和8年度から施行される子ども・子育て支援法の法律の規定で、今回のこども誰でも

も通園制度は月10時間が上限という形で設定している。今回の制度の開始に当たっては、令和8年度、9年度、要は、開始の2か年は経過措置として月3時間から10時間を市の事情に応じて上限に設定することが可能であるが、やはり一般的に保護者のニーズや、こども誰でも通園制度に対する期待感を考えたり、市として今後の利用者のニーズを把握するためにも、月10時間の上限で検討していくことは必要かと思っている。

利用の仕方であるが、基本的には、保護者が国の開発したこども誰でも通園制度の総合支援システム、いわゆるインターネットのサイトを利用して予約するものである。その10時間の中で最初は1時間枠になっているが、その後は30分単位で利用できるので、イメージとしては、1か月の中で、1人の子供に10時間分のチケットが支給されて、登録して許可されると10時間分の予約が可能なシステムになっている。あとは初回だけ1時間、1時間半でも2時間でも利用して、1か月で最大10時間のチケットが使えるものになっている。

その次の利用料金であるが、国のほうが標準利用料金として1時間当たり300円の徴収が可能になっているので、今後、市の例規、規則等で幾らの設定にするのか、これは可能ということで料金を取るのか取らないのかも検討の余地はあるが、現在、設定としては1時間当たりの利用料金として300円というのが国から示されている基準の額になっている。

○2番（篠原峰子君）だんだん形が見えてきたが、まず、玖須美保育園から始めるということで準備を進めているという説明を聞いたが、従事する保育士にとっては、業務が忙しくなることの配慮をしなければいけない中で効率化が必要かと思うが、保護者にしたら、たとえ短時間でもどのように過ごしたのかというのは引渡しの際に聞きたいところだと思う。今、保育園は連絡帳ではなくて、全部メールというか、ICTを活用して、全部データとして見られるような形になっているイメージである。そうしたICTの活用だとか、業務が増えることへの対応なども考えなければいけないと思うが、どのように様子を伝えていくことを考えているのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、今回のこども誰でも通園制度については、必ず専従する職員を置かなければいけないこととなっている。一般型と余裕活用型という2つのパターンがあり、例えば、クラス定員が決まっていたときに、その定員にいていない部分の範囲でこども誰でも通園制度の利用者を預かることができるというのが余裕活用型で、一般型というのは、基本的には、こども誰でも通園制度を独立した事業として、専属で一時預かりと同様に預かりをする制度になっている。それぞれ、一般型でも、余裕活用型でも、専従の職員または担任の職員がいるので、当番とかの関わりはあるかもしれないが、専属した職員、担当職員として利用者の子供に対してしっかり保育に当たるということは、国の制度としてそれを前提にしている。

あとは保護者との関わりであるが、基本的にこども誰でも通園制度の利用者も、一見、一見さんぽく見えるが、利用する前には必ず面談をしなければいけないという制度になっており、その子の様子だとか、その子の今の発達状況を面談で確認した上で利用する。そして、利用に当たっては、仮に1時間でも今日1日の保育の計画を立てなければいけないというところもあり、今日の計画と、また次回利用するに当たっては、このようなことを保育としてやっていきたいという個別計画を利用者も立てなければいけない制度になっているので、現場サイドとしての大変さはあるが、保護者とのやり取りを計画に基づいてやっていくというのが今回の制度となっている。

○2番（篠原峰子君）それから、議場での質疑で、ニーズ調査を行って40人中75%利用したいということだったが、玖須美保育園で始めるに当たって、もっと広く調査したほうがいいのではないかという気がするので、そこについての考えと、一時預かりとは違う中で、制度の周知を丁寧にやらなければいけないと思うが、周知はどのように行って、募集時期や事業の開始はいつ頃を想定しているのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）委員指摘のとおりで、ニーズ調査については議場でも答弁したとおり、今回の定員設定に当たり、市内の子育て支援センターで一定時期のアンケート調査を行ったところで、母数としては40人の回答の中で75%が利用したいという意向があった。先ほどの答弁の中でもあったとおり、3時間という短い設定ではなく、10時間上限の中で市内全体でのニーズがどのくらいあるかは、制度が開始する令和8年度から1年間を見極めていきたいということが本音である。

そして、また今回のこども誰でも通園制度の周知であるが、国として、令和8年4月1日から申請があれば利用できるようにしないといけないという制度になっているので、今回のこの条例の議決をいただいたときに、改めて民間にも募集をかけて、そこで令和8年度からの実際の事業所があるのかないのか、少なくとも公立は必ず1園はやっていかなければいけないというところがあるので、そこを見極めて、少なくとも1か月程度の制度の周知とか、要は、どこでやるということも制度としては知らせなければいけないところもある。今回、この条例がこのタイミングになってしまった、ずれ込んでしまったところはあるものの、残された期間の中で募集して、事業所がここということをしっかり周知しながら、あとは利用料金等の設定も同時に検討して進めていきたい。周知としては、できる限り、少なくとも1か月はやっていきたいと考えている。

○2番（篠原峰子君）先ほど民間という話が出たが、民間事業者は、今、様子見ということも議場で聞いた。私も以前、民間の保育園にこの制度について聞いたときに、場所の確保と人材確保の難しさがあって実施できないと言われていて、保護者側の思いと受け入れる保育園側の思

いにずれがある部分も見た。そこに見合った予算支援があるのかも気になるが、公立保育園でスタートするに当たって、ニーズが高まれば民間も実施したほうがメリットがあるという流れにしていくのも可能であると考えているのか、将来的な見通しについて伺う。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）委員指摘のとおりである。今回、事前に案内をしたところ、まだ検討している、様子を見るという園もあり、その理由としては大きく2つあって、1つは、国から今回の運営費の単価が低いという問題があった。もう1つは、来年度のスタートに当たり、実際の保育園児たちの状況がまだ分からない中で、果たしてこれができるのかどうかという見通しが立たないというところがあった。答弁するのであれば、もう来年度の保育園入所の申込みで、一旦は4月1日の1次受付が終わって、今、面談の最中であるが、例えばゼロ歳児などは、4月からクラスの利用定員に満たないでスタートする園もある。今回、国も待機児童の解消ということで、新しいフェーズの保育政策の新たな方向性として、今後の少子化に伴い、年間通じてスタートからクラスの利用定員に満たない部分については、余裕活用型として、このこども誰でも通園制度を利用して預かっていくというところが、今回の結構大きな目的の1つになっているので、要は入園の申込み状況が分かった上で、4月からスタートして、今回のこの募集をかけたときに、ひょっとしたらその中でやる園は出てくるかと思う。一方では、もし仮に1園であっても、1年間のニーズの高まりを見て、やってくれる園が増えるかもしれないと期待をしているので、この1年間を見極めて、今後の少子化の状況の中で、園の余裕を活用しながらとか、一方では独立しながら、様々な方法で子供たちが利用したいときに利用できるような環境をつくっていきたい。

○**3番**（犬飼このり君）篠原委員がほとんど聞いてくれたところもあるが、現状で本市は待機児童がいらないではないか。国の思惑と少しずれているところがあるのではと私は感じている。先日の議場での質疑も、保護者目線の発言があったりして、この制度自体があまりちゃんと認識されていないと感じるところがあった。先ほど説明があったので、今後周知されていくと思うが、まずは玖須美保育園で始めるに当たって、「誰でも」ということであるので、医療ケア児や発達障がいのある子などもここに関わってくると思うが、それは玖須美保育園で対応できるのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）医療的ケア児等を念頭にした専門的な保育とか、関わりが必要な子供が、この制度を利用できるかについては、もちろん制度としてそういう子供も含めて「誰でも」になっているが、スタートからそういう子供が利用されるかどうかについては、正直、まだ検討中ではある。ただ、一方で、玖須美保育園は、今年度、実際の保育園のほうで医療的なケアが必要な子供の入園の申込みがあり、園の看護師や体制等を整備して、今までなかなか医療的ケア児まで手が回らなかったところもあったが、今回そういう医療的ケア児の受入れを

保育園としてしているというところも玖須美保育園の大きな強みである。スタートから、「誰でも」ということは強調したいが、ただ、玖須美保育園は現在、そういう医療的ケア児、あとは、発達障がい等の特別な配慮が必要な子供はどの園でも対応しているので、運用をしながら対応について検討し、何とか門戸を広げていけるような取組に努めていきたい。

○ **3番**（犬飼このり君）少し安心した。

本条例の規定に施設の条件がかなり細かく出ている。今の公立の保育園では、全部これに対応しており、新たに民間が入ってくる時には、これに準拠したものでなければいけないと思う。先ほどあった予算的措置とか、例えばこの部分だけ変えれば受入れが可能であるというときには、どういう対応をするのかということが分かったら教えてほしい。

○ **幼児教育課長**（鈴木慎一君）今の質疑で言うと、第21条以降の施設の設備基準等であるが、これは基本的には、今の保育所や小規模保育事業所の設備の基準と全く同じような状況になっているので、保育園や小規模事業所として運営している施設であれば、基本的にはこちらを満たしている。新たにこども誰でも通園制度として独立した施設などになれば、これに合った条件が必要になってくるが、現存の保育所や小規模保育事業所等で運用していくのであれば問題ないと思うし、特別それに伴って何か改修的な予算などは、玖須美保育園でも考えていない。

○ **3番**（犬飼このり君）了解した。あとは保育人材が実際問題足りているのか。一時預かりもファミサポも実際の保育の現場もあって、「誰でも」の対象人数がさほど多くないとしても、足りるのか。市独自のものでなく、全国一斉に国の基準で始めるので、保育士とか従事者の取り合いになってしまうのではないかと心配もあったがどうなのか。

○ **幼児教育課長**（鈴木慎一君）まさにそこは頭の痛いところであって、まず保育園の運営が、先ほど述べたとおり、来年度スタートからの入園児数も大体固まってきた中で、今回このこども誰でも通園制度には専従の職員を置かなければならず、そこは必ず守らなければならない。同時に、一時預かり事業も市の事業として併用して行っていかなければならないし、そこにも専従の職員を置かなければならない。職員の確保については本当に大変なところではあるが、何とか今の保育現場の中で、しっかりした体制をつくっていきたい。一方で、これは議場でも答弁したが、一時預かり事業と併用して玖須美保育園でやることにより、一時預かり事業に予約がない日や、こども誰でも通園制度の利用で予約がない日は、専従職員としては置かなければいけないが、予約がない日にそちらへ回ってもらうことは可能かと考えているので、柔軟な対応をしながら何とか園全体で安全な保育をしていきたい。

○ **3番**（犬飼このり君）そうすると、今のところは大丈夫そうだが、今後、従事者の育成等を考えていかなければならないと思う。これは意見であるが、市としてもそういう保育事業者の育成に努めてほしい。

今実際に園に通っている子供に、その園がどうしても合わないというときに、お試的に使うことはできるのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）そこは、基本的にはこども誰でも通園制度も、玖須美保育園の一時預かり事業も未就園児が対象になるので、お試しというところについては対象外になろうかと思う。

○**3番**（犬飼このり君）了解した。

料金について、通常、保育園に通うときは所得によっていろいろ変わってくると思うが、この300円については、例えば非課税世帯であるかどうかなど、所得によって変わることはなく、一律300円ということか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）現在、国からも標準的な利用料金の考え方が段階的に示されているところで、年末に、その300円と、あとは例えば生活保護世帯は幾らという少し段階的な利用料金の案が示された。そこは一律ではなく、市民税非課税世帯などの区分に沿って、国の区分に準拠しながら、その家庭の状況に応じた利用料金を現在考えている。

○**6番**（片桐基至君）まず、こども誰でも通園制度の対象となる子供は、市内に住所のあることが前提か。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）これは国の法律上の給付制度であり、市民に限らず、本市に住所がない方が市内の園に予約することは可能である。一方では、先ほど述べたとおり、利用に当たっては、その園と面談等をするので、行ってふらっと利用することはできない。しかし、住所要件はなく、市外の方も申込みがあれば利用できる制度になっている。

○**6番**（片桐基至君）こども誰でも通園制度が今後確立してきた場合は、一時預かり保育事業は撤廃という形になるのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）現状言えるとする、このこども誰でも通園制度を周知した上で、しっかりそのニーズを把握し、一時預かりとしては、実際は保護者の理由もあるし、対象年齢について最近は多くないが、例えば未就園児で3歳児、4歳児、5歳児を対象にしており、事業としてはそれぞれすみ分け等もあるので、現時点ではこども誰でも通園制度に完全に移行していくような考えは持っていない。

○**1番**（大竹 圭君）この事業者の質の担保について、基本的にはセルフチェックや外部評価を受けるとのことであるが、この質を保つ上で、本市としてはどのように事業者に対して努力義務を促していく予定か。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）まず、今回、保育士が必ず1人はつかなければならない。もし保育士でなければ、もう片方の職員は必ず子育て支援研修等を受けた職員でなければならぬという資格要件はあるものの、運用の中でどのように質を高めていくかについては、資格を持っ

ているだけでなく、今後こども誰でも通園制度に向け、国も研修制度を設ける予定との案内がある。スタートこそ大事であると思っているので、そういう制度があれば、必ず本市としてその受講についてはしっかり対応していきたい。また、外部評価等も、園の外部評価以外に、こども誰でも通園制度の努力義務についても併せて検討していかなければならないと考えている。

○1番（大竹 圭君）安全の確保についても、事業者が安全計画をつくり、それを運用せよとのことであるが、計画が現場で機能しているかどうかをチェックする予定はあるのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）今後の予定であるが、現在、幼児教育課に保育コンシェルジュとして園長経験職員がおり、民間も含めた各園を回りながら、どんな保育をしているかを見ながら、必要があればアドバイスをしている。その保育コンシェルジュを、こども誰でも通園制度も対象に入れつつ、やはり現場の専門性、安全性を含め、我々はその保育の専門性というところでなかなか手が出せない部分があれば、保育コンシェルジュを活用しながら、安全性、保育の質の向上の担保をしていきたい。

○1番（大竹 圭君）本事業が行われた後の効果測定や、記録などもデジタルで保存することになると思うが、その際、子供の大事な情報が漏えいしないように、事業者にどのようなセキュリティ対策を講じていく方針なのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）確かに記録等について備えなければいけない中、特に電磁的記録も可としている中で、その漏えいについては、一旦は、もちろん民間が取り組んだところは同じように対応しなければならないが、公立の玖須美保育園では、現在保育園に対して運用しているセキュリティポリシーの徹底を、こども誰でも通園制度の従事者にも守ってもらい、もし民間があれば、同様のセキュリティポリシーを遵守してもらうよう案内していくことを考えている。

○1番（大竹 圭君）効果測定についても伺う。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）現在考えていることは、保育園で保育者を対象とした満足度的なアンケートを実施しているので、こども誰でも通園制度の利用者が、果たしてそのようなアンケートに対応できるかどうか検討しながら、やはり預けてどうだったのか、今回の制度が保護者や子供への効果として、その利用前後に変化があったのか等は、可能な限り利用者に対するアンケートではかかっていきたい。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○3番（犬飼このり君）国で決められたものということで、この制度に一応賛成はするが、やはり市としてもともとあった一時預かりの事業と大幅にかぶるところもあると見受けられる。その中で子供の育成状況、子供の成長に向けてということをやはり主体的に持って行ってもらいたいということと、親都合で預ける場合には、一時預かりを利用してもらうとか、そういうすみ分けをもう少し大きく広げてほしいということが要望である。従事者の育成についても、今後しっかりと市で行っていくということを求めての賛成とする。

○委員長（鈴木絢子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木絢子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第37号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木絢子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（鈴木絢子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（鈴木絢子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和8年1月8日（木）午前10時33分（会議時間33分）

以上の記録を認める。

令和8年1月8日

委員長 鈴木 絢 子